

患者様各位

新型コロナウイルス感染症、緊急事態宣言による対応について

令和2年4月8日（水）より、以下の対応とさせていただきます。

緊急事態宣言により、当面の間、スタッフを含めた少人数での急患対応のみとさせていただきます。患者様の状態を確認し、医学的に緊急処置が必要と判断した場合のみの診察について対応いたしますが人員や物資、設備の状態から診療を実施できない場合もございます。また、待機時間なども通常診療より大幅にかかることが予想されます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年4月7日

神奈川歯科大学附属横浜クリニック
院長